

[郵送・窓口]廃業等の届(個人) チェックリスト

建築士事務所が以下に示した内容に該当した場合、該当した日から30日以内に廃業の届出を行う必要があります。(建築士法第23条の7) ※手数料なし

○廃業の事由

- (1)業務廃止(管理建築士の退職、他県への転出等)
- (2)開設者の死亡
- (3)破産手続開始の決定があったとき

○届出者及び提出書類 ※書式等への記入について、消すことのできる筆記用具のご使用はご遠慮ください。

廃業の事由	届出者	提出書類(必要部数)
業務廃止	開設者 だった者	<input type="checkbox"/> 廃業等の届(2部) <input type="checkbox"/> 最新の建築士事務所登録通知書(原本) [郵送の場合] <input type="checkbox"/> 返信用封筒(切手貼付済)(1部)
開設者の 死亡	相続人	<input type="checkbox"/> 廃業等の届(2部) <input type="checkbox"/> 最新の建築士事務所登録通知書(原本) <input type="checkbox"/> 死亡の事実の確認できる書類(1部) (例)除籍謄本(原本)、死亡届(写)等 [郵送の場合] <input type="checkbox"/> 返信用封筒(切手貼付済)(1部)
破産手続 開始の決定	破産 管財人	<input type="checkbox"/> 廃業等の届(2部) <input type="checkbox"/> 最新の建築士事務所登録通知書(原本) <input type="checkbox"/> 破産管財人であること確認できる書類(1部) [郵送の場合] <input type="checkbox"/> 返信用封筒(切手貼付済)(1部)

新規・更新申請をオンラインで行った場合「最新の建築士事務所登録通知書」については、直近の手續完了時に交付された「建築士事務所登録通知書(PDF形式)」を印刷したもの(1部)をご提出ください。

※「最新の建築士事務所登録通知書(オンライン交付含む)」を紛失している場合は、事前に登録課(電話 045-228-0755)にご相談ください。

○書式のダウンロード https://j-kana.or.jp/office/office_regist#b4

[廃業等の届送付先(届出窓口)]

〒231-0032 横浜市中区不老町 3-12 加瀬ビル 201-2 階
一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 登録課 廃業係

[お問い合わせ]一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 登録課 電話 045-228-0755